

平成9年9月3日

各金融団体代表者 殿

大蔵省銀行局長 山口 公生

現金輸送車強盗事件多発に伴う防犯対策の強化について

金融機関の現金輸送における防犯対策については、平成6年9月20日付蔵銀第1790号「現金輸送体制の一斉点検について」により、指導の徹底方御配慮願ってきたところであるが、最近、金融機関の現金輸送車強盗事件が多発している状況に鑑み、警察庁生活安全局長から、別紙のとおり再度指導方依頼があったので、貴傘下金融機関に対し、周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

現金輸送車強盗事件多発に伴う防犯対策の強化について

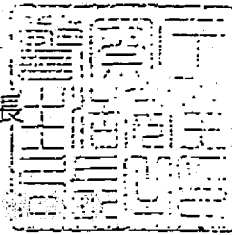
平 9.9.3 労発第 198号
大蔵省銀行局長・労働省労政局長
全国労働金庫協会理事長宛

[内容は同上]

平成9年8月19日

大蔵省銀行局長 殿

警察庁生活安全局長



現金輸送車強盗事件多発に伴う防犯指導の強化について（依頼）

金融機関に係る防犯対策の推進につきましては、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、本年8月8日、茨城県下において現金輸送中の警備員が襲われ多額の現金が強奪された事案に続き、8月18日、愛知県下においても金融機関の集金車が襲われ多額の現金が強奪される事案が発生し、大きな社会的関心を呼んでおりますが、本年、この種事案は既に13件の発生をみており、今後も続発することが懸念されるところであります。

この種事案に対しては、「現金輸送体制の一斉点検による防犯指導の強化について（依頼）」（平成6年9月7日付け、警察庁丙生企発第16号）により、別紙「点検事項」に基づく自主点検の実施をお願いしているところでありますが、最近の事案をみますと、点検事項が必ずしも守られていない現状にあります。また、金融機関が現金輸送警備を警備業者に委託している場合、委託によって金融機関側の防犯責任が希薄化し、受渡し場所等の防犯体制に間隙が生じてしまった例もみられます。

したがって、被害の絶無を期すため、関係金融機関に対し、再度点検事項に基づく自主的な防犯体制の点検を実施させるとともに、業者委託した場合であっても、委託業者が行う輸送・警備業務に対する厳正な管理監督に努め、積み降ろし場所に金融機関側の職員を立ち会わせるなど金融機関と警備業者との連携による防犯体制の強化について御指導方お願い申し上げます。

（送付先）

中小企業庁長官
農林水産省経済局長
水産庁長官
労働省労政局長
郵政省貯金局長

点 検 事 項

必ず遵守すべき事項

- 1 現金輸送に当たっては、運転者のほか警備を行うものを同乗させること。
- 2 現金輸送用トランクを現金輸送車に固定させるなど奪取防止策を講ずること。
- 3 複数の現金輸送路線を指定して、輸送の時間、路線を適宜変更するなど、運行の画一化を避けること。
- 4 現金輸送車には、通信機器を搭載し、防犯責任者や現金輸送センターの責任者などが常時指揮掌握できるようにすること。
- 5 現金の積込み、積降しは、建物内で行うことを原則とし、建物外で行う場合には、部外者が立ち入ることのできない付属駐車場等の場所で行うとともに、警戒員を増強配置すること。
- 6 現金の積込み、積降しに際しては、周辺における不審者の有無を確認すること。
- 7 現金の積込み、積降しは、防犯責任者等が立会いの上で行うこと。
- 8 定期的に防犯訓練を実施し、あらかじめ各職員の仕事分担、警察への通報要領等について指導、教養を徹底すること。

可能な限り遵守すべき事項

- 1 現金輸送には、非常ベル、緊急停止装置等を備えた専用車を使用すること。

望ましい事項

- 1 現金輸送は、警備業者に警備委託すること。